

【宮崎市】低未利用土地等確認書交付のための提出書類一覧

提出書類	1 別記様式 - 1（低未利用土地等確認申請書） <添付書類> 2 売買契約書（写し） 3 低未利用土地等であることが確認できる書類 （以下のいずれかの書類）（ 1 ） 空家バンクへの登録が確認できる書類 宅地建物取引業者が、現況更地、空き家、空き店舗である旨を表示した 広告 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 使用中止日は売買契約よりも 1 ヶ月以上前であること ～ が提出できない場合 別記様式 - 2（低未利用土地等の譲渡前の利用について）又は 2 方向以上 からの写真	各 1 部
	4 譲渡後の利用について確認できる書類 （以下のいずれかの書類） 別記様式 - 1（低未利用土地等の譲渡後の利用について） 宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合 別記様式 - 2（低未利用土地等の譲渡後の利用について） 宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合 及び が提出できない場合 別記様式 （低未利用土地等の譲渡後の利用について） 宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合	各 1 部
	5 申請する土地の登記事項証明書 所有期間が 5 年以上か、申請する年の前年又は前々年に分筆されてた土地 か、等を確認します。	各 1 部
	6 その他（委任状） 代理の方が手続きする場合に必要（既定の様式はありません）	各 1 部

（ 1 ）農地の場合、農地法第 30 条に基づく農業委員会の調査の結果、同法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当することが確認されていることによっても確認可能です。

○注意事項

- ・相続人が複数の場合、申請書の作成は各人ごとになります。
- ・証明受け取り時に交付手数料 3 0 0 円が必要です。
- ・原則、直接申請、交付になります。（交付には 1 週間程度要します。）
- 来所が難しい場合はご相談ください。
- ・身分証等の提示をお願いすることがあります。
- ・詳しい手続きについては、下記にご確認ください。

【申請先】

宮崎市役所 都市計画課 空家対策係
 〒880 - 8505 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号
 宮崎市役所 第 2 庁舎 7 階
 電話：0985-21-1811（直通） FAX：0985-21-1816